

## 官用自動車点検等業務仕様書

### 1 対象物品

対象の自動車は、「自動車点検等委託車両及び整備内容一覧表（別表1）」（以下「一覧表」という。）に定めるとおりとする。

車体検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、一覧表に予定数量を掲示するが、受注者は点検を実施した結果、予定項目の整備が必要でないと判断される場合及び予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、監督職員に連絡のうえ指示を受けるものとする。

なお、中信森林管理署の官用自動車の使用状況及び保有台数等の変動によって、一覧表に示す台数及び点検、エンジンオイル交換の予定数量に変動が生じる場合もあるので、受注者は、これに関し異議を申し立てしないこと。

### 2 業務内容

- (1) 受注者は監督職員から、「官用自動車点検等予定表（別紙様式1）」の交付を受け、監督職員と受注者は協議の上、車両毎の業務履行計画を策定する。
- (2) 受注者は、監督職員の発行する「発注書（別紙様式2-1、2）」に基づき、「自動車分解整備事業場一覧表（別表3）」に定める事業所が「車両引渡場所庁舎一覧表（別表2）」に定める車両引渡場所から車両を引取り、発注書に定める点検・検査等を実施のうえ、車両引渡場所に返却すること。
- (3) 発注書並びに単価表における件名等の内容は次のとおりとする。

#### ア 継続検査

継続検査とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第62条に基づく検査とし、継続検査（車検）1式とは以下の①～⑧を含むものとする。

- ① 車検時定期点検整備
- ② 保安検査確認…法第62条に定める継続検査に係るものとする。
- ③ 継続検査代行…自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。（その他必要な書類についても受注者が用意するものとする。）
- ④ OBD検査またはOBD点検…令和3年10月1日以降の新型車にはOBD検査を実施し、それ以外の車両にはOBD点検を実施するものとする。
- ⑤ エンジン及び下回りスチーム洗浄
- ⑥ 下回り塗装
- ⑦ 車内及び外回り清掃…車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。
- ⑧ 車両陸送…車両引渡場所から「自動車分解整備事業場一覧表（別表3）」に定める自動車分解整備事業場までの引き取り及び自動車分解整備事業場から車両引渡場所までの納車の作業をいう。なお、自走による燃料代等は受注者の負担とする。

#### イ 定期点検整備

定期点検整備とは、法第48条に基づく点検整備とし、定期点検整備1式とは定期点検整備、OBD点検及び車両陸送（上記継続検査⑧と同じ）を含むものとする。

#### ウ 臨時点検

臨時点検とは、「臨時点検項目表（別紙様式3）」に示す点検項目を点検するものとし、臨時点検1式とは、臨時点検及び車両陸送（上記継続検査⑦と同じ）を含むものとする。

なお、臨時点検は、監督職員の判断により発注しない場合もある。

#### エ エンジンオイル交換

エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品、SP品質（API規格））代金を含むものとする。

#### オ エンジンオイル及びオイルエレメント交換

エンジンオイル及びオイルエレメント交換には、エンジンオイル（部品、SP品質（API規格））及びオイルエレメント（部品）代金を含むものとする。

#### カ リサイクル部品

点検整備の結果、部品を交換する際にリサイクル部品を使用できる場合は、リサイクル部品を使用する。

#### キ 別途発注

上記以外の業務について、監督職員は受注者に依頼できるものとする。

### 3 その他

- (1) 受注者は、車両の返却にあたっては、監督職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにし、検査職員による検査を受けること。  
また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。  
なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。
- (2) 予定数量はあくまでも見込み数量であり、決してこの数量を確約するものではない。



## 別表2

## 車両引渡場所庁舎一覧表(中信地域)

車両引渡場所 名 称	車両引渡場所 住 所	配置場所 名 称	配置場所 電話番号
中信森林管理署	〒390-0852 長野県松本市島立1256-1	中信森林管理署	050-3160-6050
		松本森林事務所	0263-32-3595
		奈良井森林事務所	0264-34-3116
		上高地森林事務所	0263-94-2120
		上高地治山事業所	0263-94-1555
		奈川森林事務所	0263-79-2946
		鹿島森林事務所	0261-22-0737
		白馬治山事業所	0261-72-2412
		白馬森林事務所	0261-72-2039

別表3

自動車分解整備事業場一覧表(中信地域)

庁舎名 (車両引渡場所)	左庁舎の車両を整備する 自動車分解整備事業者名	事業場住所	電話番号	備考
中信森林管理署				



## 発 注 書

御中

令和 年 月 日

中信森林管理署  
担当:

電話:050-3160-6050

令和 年 月 日付け契約の中信森林管理署官用自動車点検等業務(中信地域)について、契約約款第1条第1項に基づき、下記のとおり点検整備を申し込みます。

## 1 引渡場所

中信森林管理署

## 2 点検車両、内容

## (1)点検車両

管理番号	メーカー	車種	登録番号	備 考 (違和感、異音の有無等)	点検整備希望日	履行期限
					令和 年 月 日	令和 年 月 日
					令和 年 月 日	令和 年 月 日
					令和 年 月 日	令和 年 月 日
					令和 年 月 日	令和 年 月 日

## (2)内容

項 目	仕 様	区 分	台 数	備 考
継続検査 (車検)1式 <small>※令和3年10月1日以降の新型車に適用</small>	車検時定期点検整備、保安検査確認、継続検査代行、OBD検査、エンジン及び下回りスチーム洗浄、下回り塗装、車内及び外回り清掃、車両陸送を含む	乗用自動車		
		軽自動車		
継続検査 (車検)1式 ※上記以外に適用	車検時定期点検整備、保安検査確認、継続検査代行、OBD点検エンジン及び下回りスチーム洗浄、下回り塗装、車内及び外回り清掃、車両陸送を含む	乗用自動車		
		軽自動車		
定期点検 整備1式	12ヶ月定期点検整備、OBD点検、車両陸送を含む	乗用自動車		
		軽自動車		
臨時点検 1式	臨時点検、車両陸送を含む	乗用自動車		
		軽自動車		
エンジンオイル 及び オイルエレメント 交換	部品代、工賃を含む。 (持込又は、車検及び点検時に行う場合) ※点検の結果、不要であれば交換しない。	排気量1.5L未満		
		排気量2.0L未満		
		排気量2.5L未満		
		排気量2.5L以上		
		軽自動車		

エンジンオイル 交換	部品代、工賃を含む。 (持込又は、車検及び点検時に行う場合) ※点検の結果、不要であれば交換しない。	排気量1.5L未満		
		排気量2.0L未満		
		排気量2.5L未満		
		排気量2.5L以上		
		軽自動車		

点検対象車両の詳細、点検項目等は仕様書のとおり

### 3 その他特記事項

上記2の点検等の結果、仕様書に定めた内容以外に必要な「追加整備」が発生した場合。

- ①当該発注者へ追加整備項目について連絡する。
- ②当該発注者の指示により追加整備の見積書をメール等により送付する。
- ③当該発注者は、整備する項目を受注者に連絡する。
- ④受注者は③の項目について、見積書(押印必須)の原本を送付する。
- ⑤当該発注者は「追加発注書」を送付する。
- ⑥追加整備を行う。
- ⑦納車及び検査を受ける。

## 追加整備発注書

令和 年 月 日

御中

中信森林管理署  
担当:

電話:050-3160-6050

下記のとおり発注済の点検整備において、貴社より追加整備が必要であるとの判断により提出された見積書(整備内容)については追加整備が必要と認められるので、契約約款第9条第1項に基づき点検整備を依頼する。

記

### 1 発注済の内容

- ① 既発注日 令和 年 月 日
- ② 管理番号 号
- ③ 登録番号
- ④ 点検内容

### 2 貴社追加整備見積日 令和 年 月 日

### 3 その他特記事

- (1) 本通知をもって「追加整備」の契約の締結とする。
- (2) 履行期限は令和 年 月 日

別紙様式3

臨時点検項目表

管理 No. :

登録番号:

車種名 :

走行距離:

点検箇所	点検項目	点検結果・特記事項
エンジン回り	エンジンのかかり具合、異音	
	低速及び加速の状態	
	エアークリーナー・エレメントの汚れ	
	エンジンオイルの量・汚れ	
	パワーステアリングフルードの量	
	ラジエター液量・LLC・濃度	
	各ベルトの緩み・損傷	
	ファンベルト	
	エアコンベルト	
	パワーステアリングベルト	
	ウインドウォッシャー液量	
	バッテリー液量・比重	
	排気の汚れと排気状態、マフラーの損傷	
動力伝達装置	クラッチの液量又はA/Tオイルの量・汚れ	
	クラッチの作用又はオートマチックトランスミッションの作用	
	クラッチペダルの遊び、きれた時の床板とのすき間	
電気装置	点灯装置、方向指示器の作用	
	ホーンの作用	
	ワイパー、ウォッシャーの作用	
タイヤ	空気圧	
	溝の深さ・異常な摩耗	
	亀裂・損傷・異物	
	ホイールナットの緩み	
ブレーキ回り	ブレーキ液の量	
	ブレーキペダルの遊び、踏み込んだ時の床板とのすき間	
	パーキングブレーキの引きしろ	
	ブレーキの効き具合	
	ブレーキ・パッドの摩耗	
	ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗	
	ブレーキ・ホース、パイプからの汚れ・損傷・取付状態	

点検結果の略記号: 異常なし=○ 交換=× 修理=△ 調整=A 清掃=C 給油=L

点検完了年月日: 令和 年 月 日

点検実施 修理工場名	
---------------	--